

規制に係る政策評価の点検結果 (令和7年度分)

令和8年9月

総務省行政評価局

○ 規制とは、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用をいう（注1）。

注1） 基準の遵守、報告書の提出、立入検査の受検、一定行為の禁止など。

○ 各行政機関は、法律又は政令に基づき規制を新設・改廃する際には、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）や「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）などに基づいて政策評価を実施しており、令和6年3月には、規制による効果・負担の定量化の推進や国民による意見提出の機会の確保の観点等から、ガイドラインが全面改正されている。

○ 総務省では、各行政機関における規制の政策評価の更なる改善を目的に、その実施状況を毎年度点検して、具体の改善点の指摘を行っている。

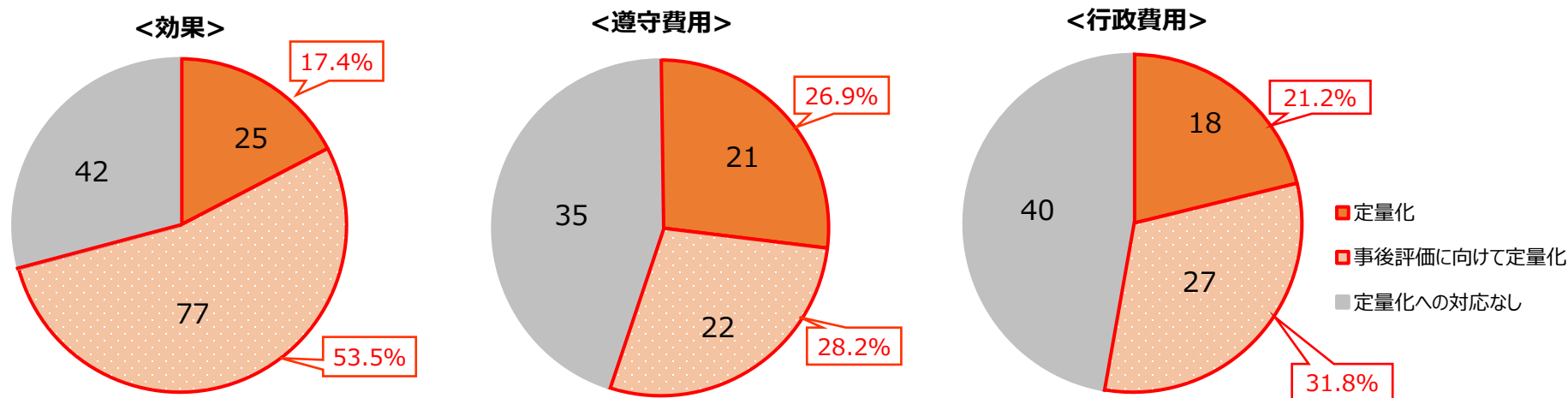
○ 今般、令和7年度に各行政機関が実施した事前評価145件について、ガイドラインを踏まえ重点的に取り組むべき以下の項目の実施状況を中心に点検した結果を取りまとめ（注2）。

- ① 規制による効果・負担の定量化が行われているか
- ② より緩やかな他の手段との比較検証が行われているか
- ③ 利害関係者からの意見聴取が行われているか

注2） 上記に加え、全面改正前の旧ガイドラインに基づき各行政機関が事前評価を実施し、それに対応して行われた事後評価114件についても点検を実施し、改善点について指摘を行っている。

【点検項目①】効果・負担の定量化の状況

- 規制は、国民の権利を制限し、又は義務を課すものであるため、その導入の検討に際しては、**公正・客観的なデータで「効果(課題の解消・予防の程度)」と「利害関係者等の負担」の程度とを比較考量できる状態**にした上で、社会的なコンセンサスを醸成していくことが重要。
- 効果・負担について、「効果」は**17.4%**、**規制対象者の負担である「遵守費用」は26.9%**、**最終的には国民全体の負担となる「行政費用」は21.2%**が定量化されている。また、事前評価の段階では定量化できない場合に、事後評価に向けて指標の定量化を図っているものは、「効果」で**53.5%**、「遵守費用」で**28.2%**、「行政費用」で**31.8%**となっている。
他方で、**定量化を行わない理由の説明がないものや、規制対象者数が現時点では不明であること、規制対象物の構造が区々であることなどを理由に、定量化への対応がないものがみられた。**



指摘内容

- 想定される値の最大値・最小値を記載するなど、一定の仮定を置いた定量化も可能であることを指摘するとともに、工夫して定量化に努めている例を各行政機関に共有。
- 事前評価の段階では定量化が困難な場合は、事後評価に向けてどのように定量化していくかを、具体的に把握していく指標を検討の上、事前評価書に記載して、事後評価書でその結果を記載するよう指摘。

【点検項目②】他の手段との比較検証の状況

○ 規制の導入の検討に際しては、国民に対する権利の制限や義務の賦課を最小限にする観点から、より緩やかな手段との比較検証を行うことが重要。

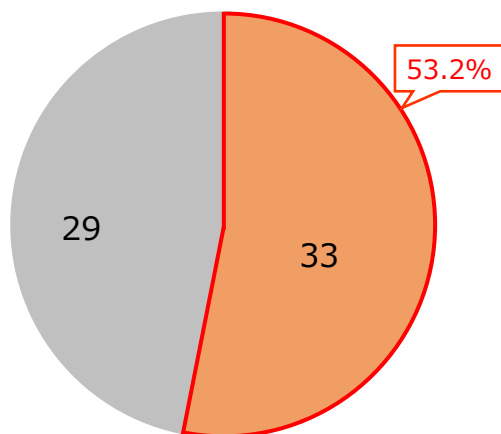
○ 「他の規制手段」(注1) との比較検証は53.2%、「非規制手段」(注2) との比較検証は40.3%で実施されている。

他方で、比較検証を行っていないものの中には、規制対象者の負担がより大きい手段との比較を行っているなど比較検証の内容が適切でないものや、比較検証しなかった理由の記載がないものもみられた。

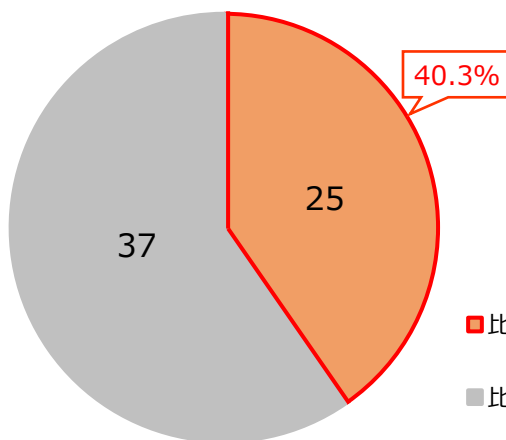
注1) 例えば、規制対象となる事業所の規模要件を緩和すること（適用対象の縮小）や、「許可制」を「届出制」とすること（適用内容の緩和）など。

注2) 啓発活動、補助金交付等による経済的支援、業界による自主規制など。

<他の規制手段との比較検証>



<非規制手段との比較検証>



■ 比較検証した

■ 比較検証しなかった

<比較検証しなかったものの例>

- ・既に非規制手段を導入しているため
- ・理由の記載がない
- ・負担がより大きい手段との比較を実施

注3) 規制の緩和・廃止の場合等においては、他の手段との比較検証に係る記載は不要としているため、母数から除外している。

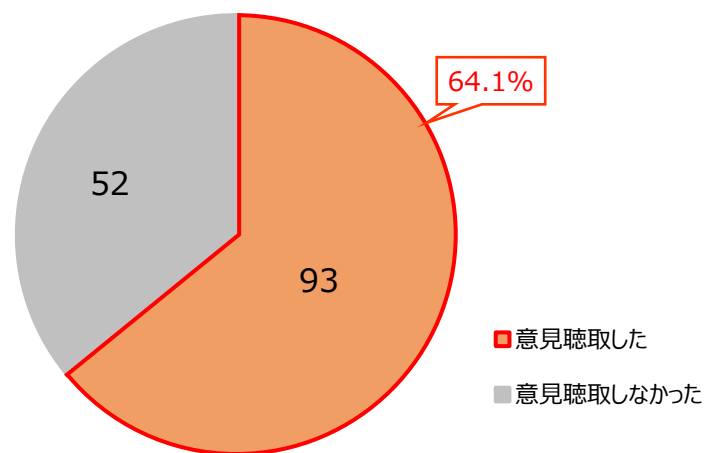
指摘内容

- 他の手段との比較検証の際は、より緩やかな手段との比較を行うべきものであることを周知徹底。また、比較検証を行わない場合は、その理由を記載するよう指摘。

【点検項目③】利害関係者からの意見聴取の状況

- 規制は国民の権利を制限し、又は義務を課すものであり、その導入の検討に際しては、規制の影響を受けることとなる規制対象者等の利害関係者からの意見をあらかじめ聴取する機会を確保することが重要。
- 利害関係者からの意見聴取は、64.1%で実施されている。
実施されているとしたものの中には、**利害関係者が含まれていないにもかかわらず、審議会等での意見聴取をもって、利害関係者から意見聴取を行ったとしたもの、実施予定であるとのみ記載し、規制の検討段階で実施していないものが見られた。**

<利害関係者からの意見聴取>



<意見聴取しなかった理由の例>

- ・新設・拡充で発生する遵守費用がないため
- ・対象者が多いことからアンケートで対応しているため
- ・パブリック・コメントを行っているため
- ・有識者からの意見聴取を行っているため 等

指摘内容

- 審議会等の有識者は、有識者であることのみをもって利害関係者とはならないことに留意し、適切に利害関係者から意見聴取を行うよう指摘。
- 利害関係者からの意見聴取は、規制の検討段階に行うよう指摘。

規制の政策評価の点検件数（各行政機関別）

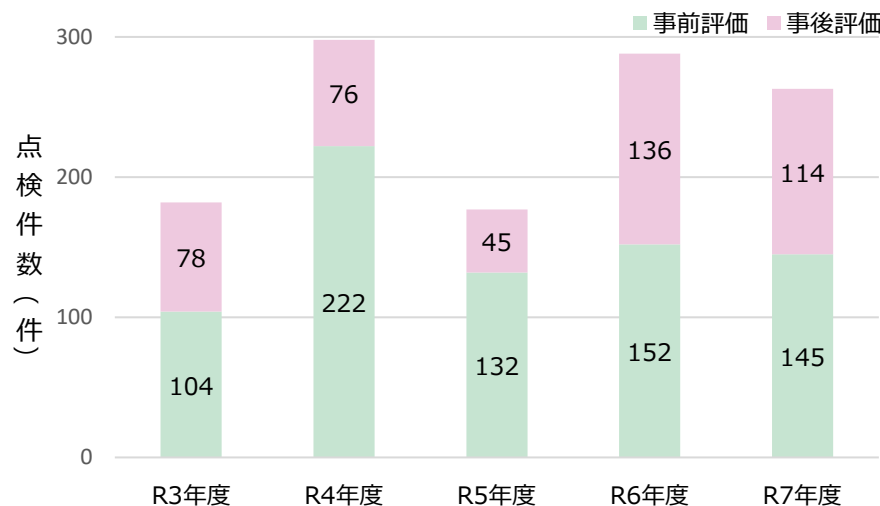
【参考】

行政機関名	事前評価	事後評価	合計
内閣府	4	0	4
公正取引委員会	1	0	1
警察庁	8	11	19
金融庁	5	7	12
総務省	4	2	6
法務省	2	1	3
外務省	2	0	2
財務省	4	4	8

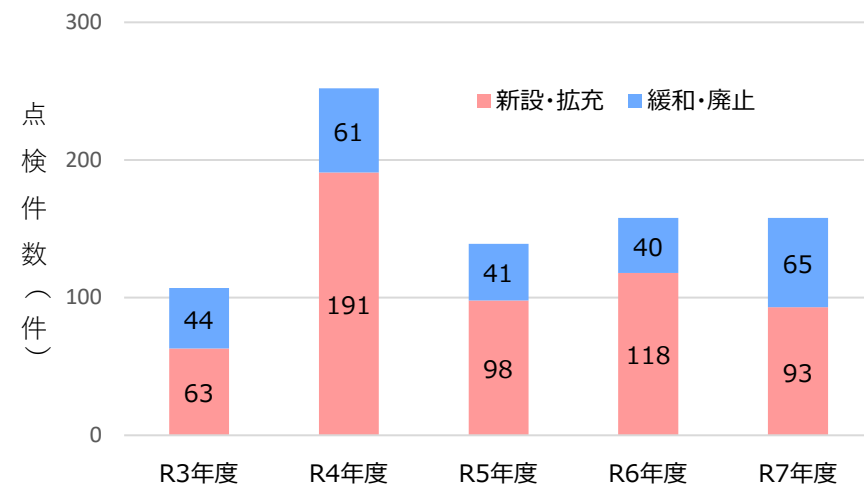
行政機関名	事前評価	事後評価	合計
文部科学省	9	1	10
厚生労働省	12	9	21
農林水産省	15	14	29
経済産業省	22	13	35
国土交通省	46	37	83
環境省	5	17	22
原子力規制委員会	0	2	2
防衛省	10	0	10
合 計	145	114	259

注）一つの規制を複数の行政機関で共管して各行政機関ごとに政策評価を行っている場合、各行政機関ごとに件数を計上しているが、合計では当該重複分を除いているため、足し合わせた数値とは一致しない。

規制の政策評価の点検件数の推移



規制の事前評価における規制区分内訳の推移



注）一つの事前評価に新設・拡充と緩和・廃止が混在する場合があるため、事前評価の点検件数とは一致しない。

【事前評価における効果・負担の定量化の状況】

令和 7 年度の定量化率と定量化・工程化率（各行政機関別）

府省名	効果					遵守費用					行政費用				
	総件数 a	定量化 件数 b	工程化 件数 c	定量化率 d=b/a	定量化・工程化率 e=(b+c)/a	総件数 a	定量化 件数 b	工程化 件数 c	定量化率 d=b/a	定量化・工程化率 e=(b+c)/a	総件数 a	定量化 件数 b	工程化 件数 c	定量化率 d=b/a	定量化・工程化率 e=(b+c)/a
内閣府	4	1	3	25.0%	100.0%	2	0	0	0.0%	0.0%	3	1	1	33.3%	66.7%
宮内庁	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
公正取引委員会	1	0	1	0.0%	100.0%	1	0	1	0.0%	100.0%	1	0	1	0.0%	100.0%
警察庁	8	0	7	0.0%	87.5%	3	1	0	33.3%	33.3%	3	1	0	33.3%	33.3%
個人情報保護委員会	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
カジノ管理委員会	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
金融庁	5	2	0	40.0%	40.0%	3	1	2	33.3%	100.0%	5	0	1	0.0%	20.0%
消費者庁	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
こども家庭庁	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
デジタル庁	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
復興庁	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
総務省	4	1	0	25.0%	25.0%	1	1	0	100.0%	100.0%	1	0	0	0.0%	0.0%
公害等調整委員会	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
法務省	2	1	0	50.0%	50.0%	1	0	0	0.0%	0.0%	2	1	0	50.0%	50.0%
外務省	2	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
財務省	4	0	4	0.0%	100.0%	4	0	4	0.0%	100.0%	4	0	4	0.0%	100.0%
文部科学省	9	1	6	11.1%	77.8%	4	2	1	50.0%	75.0%	6	4	1	66.7%	83.3%
厚生労働省	12	2	0	16.7%	16.7%	10	5	0	50.0%	50.0%	8	1	0	12.5%	12.5%
農林水産省	15	7	7	46.7%	93.3%	6	0	4	0.0%	66.7%	9	1	8	11.1%	100.0%
経済産業省	22	6	13	27.3%	86.4%	15	5	10	33.3%	100.0%	15	3	9	20.0%	80.0%
国土交通省	46	5	35	10.9%	87.0%	18	5	0	27.8%	27.8%	17	3	2	17.6%	29.4%
環境省	4	3	1	75.0%	100.0%	5	0	0	0.0%	0.0%	4	3	0	75.0%	75.0%
原子力規制委員会	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
防衛省	10	0	0	0.0%	0.0%	9	0	0	0.0%	0.0%	9	0	0	0.0%	0.0%

注1) 定量化率は、効果や負担が定量化されているものの割合である。定量化・工程化率とは、効果や負担が定量化されているもの及び定量化ができない場合に、事後評価までにどのような指標の実績値を把握しながら定量化しているかの工程が記載されているものの割合である。

注2) 一つの規制を複数の行政機関で共管して各行政機関ごとに政策評価を行っている場合、各行政機関ごとに件数を計上している。

注3) 効果については、記載は不要と認められるものを母数から除外している。また、負担については、費用が発生しないと認められるものを母数から除外している。

令和 7 年度の定量化率と定量化・工程化率（行政機関全体）

	効果	遵守費用	行政費用
定量化率	17.4% (37.2%)	26.9% (58.8%)	21.2% (45.2%)
定量化・工程化率	70.8% (62.8%)	55.1% (63.9%)	52.9% (52.9%)

注1) 定量化率は、効果や負担が定量化されているものの割合である。定量化・工程化率とは、効果や負担が定量化されているもの及び定量化ができない場合に、事後評価までにどのような指標の実績値を把握しながら定量化しているかの工程が記載されているものの割合である。

注2) 行政機関全体の定量化率については、一つの規制を複数の行政機関で共管して各行政機関ごとに政策評価を行っている場合、当該重複分を除外して算出している。

注3) 括弧書は、令和 6 年度の実績。